

第Ⅱ章 価格および勘定の決済

第10条 価格の内容と性質

10. 1. 価格の内容

10. 11. 価格は、工事の施工から生ずるすべての費用を包含するものとみなされ、一般経費、税金を含み、かつ請負者に対しリスクと利益についてある程度の余裕を確約するものである。これと異なる規定がない限り、契約価格には付加価格税を含まない。

契約に記載されている義務のうち価格に含まれていないような僅かなものを除き、価格は、工事が施工される時期や場所の状態によって通常予想できる施工に関するすべての義務を考慮しているものとみなされ、この義務は、次の事項から生ずるものと含む。

- 自然現象によるもの
- 公物の利用および公共のサービスの利用によるもの
- あらゆる種類の排水工事、導管およびケーブルの存在ならびにこれらの施設の移動または変更のため必要な工事によるもの
- 他の工事を同時に実施することによるもの、又はその他のあらゆる事由によるもの。

特記契約約款に異なる規定がない時は、価格は発注者が付与した工事だけを考慮して決定されたものとみなされる。

10. 12. 分担連合の共同企業体に契約が付与された場合には、1つの工区に関する価格は、この工区の施工のための費用と請負人に対する「マージン」を含むものとみなされ、その中には、場合により、共同企業体の代表者に払い戻すことを要求される諸掛りを含むことがある。

共同企業体の代表者の担当する工区に関する価格は、これに加え、下記に関する費用と「マージン」を含むものとみなされる。

- 工事現場にある、共同企業体のために必要な交通機関と工事用道路の建設と維持
- 工事現場における共同企業体に關係ある柵、保安設備、及び衛生施設の設置、運用および維持
- 工事現場における共同企業体地域の保護、証明および清掃、並びにそれら地域の外部の標識
- 特記契約約款に定められた場合には、施工監理者の使用に供する事務所の設置と維持
- 他の請負人の偶發的な契約不履行とこれら不履行の影響を償うための適当な処置契約において、分担連合の請負者間の調整のための処置から生じる費用を、共同企業体代表者に払い戻すための特別の処置について規定していない時は、これらの費用は、代表者の担当する工区に係わる価格に含まれているものとみなされる。

契約にこのような特別の処置が定められ、かつその処置が他の請負者が施工した工区の金額の所定のパーセンテージに相当する額を企業体代表者に支払うこととされている場合、各工区の金額は各工区の請負者に実際に支払われた金額とする。

10. 13. 下請させる場合、契約価格には請負者による下請人の調整、統制ならびに下請人の偶発的な契約不履行の影響による費用を含むものとみなされる。

10. 2. 総価と単価との区別

価格は「総価」か、または「単価」とする。

総価は、1つの工事、工事の一部または契約によって定められた作業の全部に対して、請負者に報酬として支払われる総額であり、契約に明確に総価として記載された場合、或いはくり返されない性質の作業全体に係わる契約の場合のみに適用される。

単価は上記の趣旨における総価以外のすべての価格であり、特に契約において工事の種類別、要素別の予測数量が示されている場合に、それぞれの工種または要素に適用される価格である。

10. 3. 価格の内訳と明細

10. 31. 価格は、総価内訳表および単価明細書によりこれを詳記する。

10. 32. 総価内訳表は、各種の工事または工事の各要素について、施工すべき数量とそれぞれの単位工事の価格を含み、かつそれぞれの単位工事の価格に対する本条33項の2及び3に記述するパーセンテージの数値を示す詳細見積りの様式によって提出する。

10. 33. 単価明細書は、下記事項を区別してその内容を示す。

1. 直接費……人員に対する給料および手当、その他給料に係わる費用に関係ある経費、工事材料費および消耗品費、器材費に区分される。

2. 一般経費……付加価値税以外の税金その他の賦課金および上記の1に定める費用に対するパーセンテージによって示される。

3. リスクと利益に関する「マージン」……本条33項1及び2の合計に対するパーセンテージによって示される。

10. 34. 総価内訳表または単価明細書が契約書類中に記載されておらず、且つこれを記載した書類を、ある期限内に提出することが特記契約約款に定められていない場合、工事命令によってその提出を命ずることができ、この場合、請負者に与えられる期限は20日以上でなければならない。

総価内訳表または単価明細書が、定められた期限内に提出されるべきにも関わらず、提出されなかつた時は、この書類の提出期限経過後の最初の出来高払い額の為替送金をすることはできない。

10. 4. 価格の変動

10. 41. 契約において、価格を修正できることを定めていない限り、価格は固定されているものとみなされる。

10. 42. 契約に価格の「現時点化」〔(訳註) 契約時に適合した価格に改めること〕が含まれていない場合、又は現時点化に必要な要件が含まれていない場合を除き、固定価格はその価格を決定した月の第1日において効力のある規則に定められた条件によって現時点化される。

10. 43. 「修正できる価格」は、契約にこの修正に必要な要件が含まれていることを条件として、価格を決定した月の第1日において効力のある規則に定められた条件によって修

正される。

10. 44. 価格の「現時点化」または「修正」は、契約に定められた参照指数にもとづいて定められた係数を適用して行なわれる。
考慮すべき指数（単数または複数）の当初の数値は価格を決定した月のものとする。
工事が契約に定める工期内、または第 19 条で定める条件により延長された工期内に完成しなかった場合、価格の現時点化は既定のままでし、価格の修正は引き続き行われる。
10. 45. 価格を決定した月は、契約に定められた月であるか、又はこのような規定がない場合には、請負者が契約書に署名した月の暦の上の前月である。
10. 46. ある日時をもって価格を公表することを定めた注文契約においては、このように公表された価格は固定価格とみなされる。
この規定は、適法な処置によりこのような契約が認可された場合に、発注者による契約に適用される。

第 11 条 請負者の報酬

11. 1. 決 済

契約上の決済は、第 13 条の規定によって確定され、為替送金による毎月払い及び未払い金の支払いによって行われる。

(1976 年 7 月 5 日付命令第 76-625 号第 5 条)「しかし、契約の工期が 3 カ月未満であれば、契約当事者は支払いを 1 回払いとすることを協定することができる。」

11. 2. 請負工事

11. 21. 請負工事は、総価、単価、或いは規則により認められる時は、実費精算費用、或いはこれらの方針を混合した方式を用いて支払われる。契約の定めに従い、定められた各々の支払い方法は工事の全部または一部に適用される。
11. 22. 総価による契約の場合、価格は、総価が関係する工事の一部または全部が施工された時、直ちに支払われるものとし、工事の性質あるいは要素の関係上、実際に施工された工事量と第 10. 32. の規定に従って決定された総価内訳表に示される工事量との間に、差違が認められる場合でも（後者の工事量が契約上有効であっても）、総価を変更することはできない。その内訳に誤りがある場合においても、同様とする。
11. 23. 単価による契約の場合、支払い金額の決定は、単価に出来高数量または仕上げた構成部分の個数をかけることにより行われる。
11. 24. 実費精算契約の場合、請負者に支払う金額には、次のものが含まれる。
労働者の給料・手当、その他の人件費、消費した材料、原料代金、設備使用料、現場費用、現場の諸税に充てたことを請負者が証明した費用の償還額。
その他、請負者が一般費用、諸税に充当し、また請負者に利益を保証するため契約に定める支払い額。
11. 25. 多くの支払い方法を混合した方式による契約の場合は、各支払い方法による方式が、請負者に支払う金額の支払いに適用される。

11. 3. 官営工事

請負者は、施工監理者が要求した場合、契約に定める工事に付帯する工事を施工するため必要とする調達品および材料については、施工監理者の処理に任せなければならない。

請負者は、「官営」工事と称するこの工事について、次のものの弁済をうける権利を有する。

特記契約約款に定める条件に従って算定して労働者に支払った人件費に該当する給料・手当、及びこれに対する一般経費、税および利益金。

請負者が提供した作業のため消費したその他の金額、すなわち人件費に該当しない労働者に支払った手当、調達品および設備の金額。これらの金額は一般経費、税および利益に充てるため特記契約約款に定める条件に従って割増し算定される。

官営工事を施工する請負者の義務は、第 4. 13. の規定と同様に、弁済を受ける債権の総額が契約総価格の 3%を限度とする。特記契約約款に 3%よりも低い比率を定めることができる。

11. 4. 調 達 品

第 11. 1. に規定する条件により支払われる各分割払いの中には、契約で決済方法を定めている、工事に組みこむ調達品の相当する部分が含まれる。

分割払い金の総額は、計算対象となる数量に、契約に含まれる単価明細書の価格または工事に組みこむ材料、製品または建設用部品の価格の基礎となる一連の価格を適用することによって算定される。

材料、製品または建設用部品は、調達品として分割払いの対象となつても依然として請負者の所有物である。しかし、それらの物は、施工監理者の文書による許可がなければ、現場から運び出すことはできない。

11. 5. 前 払 金

請負者は、価格を決定した月（第 10. 45. に規定）の初日に有効である規則に定められる前払い金を、その規則に定める条件により、契約の規定に従って受領する。

11. 6. 価格の現時点化または修正

第 10 条. 4. 定められた条件により価格の現時点化または修正を必要とする場合、現時点化または修正を行うための係数は下記のものに適用される。

実費精算契約による工事を除き、その月の間に施工された工事に対して：

考慮の対象となる月に係わる補償、違約金、控除金、奨励金に対して：

報告による前月末の調達品および前払額の明細金額の増加または減少を示す変更に対して：

前記係数は 1, 000 分の 1 位までの数値をとる。

11. 7. 延滞利息

請負者は、第 13. 23. 及び第 13. 43. に定める為替送金が遅延した場合、延滞利息に関する規則に定められた条件による権利を取得する。ただし遅延が第 4. 12. または第 10. 34. を適用した結果生じた時はこの限りではない。

11. 8. 条件付工事部分の場合の報酬

契約に、1 つの条件付部分に対する割引きが定められている場合、条件付部分の工事に対して請負者に支払われるべき合計額は、その部分の価格に対して割引きを適用して計算され、

その価格が条件付部分の工事だけに係わる価格の場合にも、これに対してその割引きを適用する。

契約に、1つの条件付部分を施工しない場合の、その取消しを規定した場合には、第 19.3. の規定を条件として、この部分の施工を放棄する決定が行なわれた後、直ちに請負者にこれを通告すべきものとする。又、工事命令による施工の打切り通告について特記契約約款にその期限が定められている場合には、請負者が契約担当官に対し決定を下すことを督促した日から 15 日以内に請負者に決定を通告すべきものとする。

特記契約約款により、条件付の工事部分について、一定の期間が経過した場合、請負者に「手持ち」に対する補償を受ける権利があることを定めた時は、第 19・3・の規定を条件として、請負者は、前記の期間の終了後その条件付部分の施工を規定した工事命令が通達された時までの、又はその施工を放棄する決定が通知された時までの、各期間にたいして補償が支払われ、特記契約約款に定められた期限内にこのような通告が行われなかつた時は、この期限の終了時までの期間に対して補償が支払われるものとする。

特記契約約款に定めた「手持ち」に対する補償が月毎に行なわれることとされている場合、その補償は、ひと月の一部分でも考慮されるが、この場合は 1 日につき 1 ヶ月の 30 分の 1 として計算される。

場合により、特記契約約款に定める取消し及び手持ちに対する補償は累積される。

これらの補償は、いずれも契約価格と同じ方式に従って修正、または現時点化できるものとする。

11. 9. 共同企業体または直接払い下請負人の場合の報酬

11. 91. 連帯の共同企業体との間に結ばれた契約の場合、出来高は単一勘定による支払いの対象となる。ただし、契約に請負者毎における支払額の分配および分配方法を定める時は、この限りでない。

11. 92. 連帯でない共同企業体との間に結ばれた契約の場合、請負者の各人の出来高は直接払いの対象となる。

11. 93. 直接払いを受ける権利を有する下請負人の出来高は、契約、追加条項または特別条項に定める条件で支払われる。

11. 94. 出来高が単一勘定による支払いの対象とならないすべての場合、第 11. 5. に定める前払い金の計算は、直接払いの対象となる契約の各部分に対して行なわれる。

第 12 条 証明および反証

12. 1. この条項の意味する証明とは、具体的な行為をいい、証書とは、それに基づいて作られた文書をいう。

12. 2. 実施された作業または作業を行う事情に関する反証は、請負者または施工監理者の要求に基づいて行なわれる。

単価で支払う工事の場合、実施された作業に関する証明は、数量の計算に必要な要素、すなわち測量、計量、重量測定、計算の結果等にかかわるか、又は用いる単価の算定に必要な要素にかかわるものである。

12. 3. 当事者のいずれか一方の、場合によって生ずる権利の保護のためになされる反証は、その権利の存在を憶測するものではなく、また責任の評価にかかるものではない。

12. 4. 施工監理者は、証明の日付を決める。請負者が証明を要求した時は、証明の日付は要求の日よりも 8 日以上遅らせてはならない。証明が行なわれる場合、施工監理者は直ちに請負者に対して証書を作成する。

請負者がその証書に署名することを拒むか、又は留保付で署名したにすぎない場合は、請負者は、その後 15 日以内に施工監理者に意見または留保を文書により正確に伝えなければならない。

正式に呼び出された場合において、請負者が定められた期間内に出席しないか又は代理出席しない場合は、請負者は作成された証書を留保なしに承認したものとみなされる。

12. 5. 請負者は、工事が完成に近づくと明視できなくなるか、又は接近できなくなり、後で証明の対象とすることが不可能となる作業については、その確認を行なうことを一定期間内に要求しなければならない。請負者は、自らの費用で提供する反証がなければ、又その反証によらなければ、その作業に関する施工監理者の決定に異議を唱えることはできない。

第 13 条 支払勘定の決済方法

13. 1. 月毎の工事費計算書

13. 11. 請負者は、毎月末迄に、請負契約締結日以降の工事出来高に対する請求額を前月末現在で計算して工事費計算書案を作成し、施工監理者に提出する。

この請求額は、「基本契約金額」即ち、契約書に記載の金額を基礎に算定される。この請求額には、契約書に値引額または割増額が示されている時は、これを含めるものとし、現時点化調整および物価変動調整は行わず、また付加価値税は含めない。

予定外の給付または工事が行われる場合、確定金額が決定される迄、第 14 条 3 に定める暫定金額を使用する。

又、第 21. 23. 25. 各条の 2. の規定に従って減額が決定された場合、これによって算定する。

月毎の工事費計算書案の提出が遅れた場合、請負者は、第 20. 3. に規定する条件に従い違約金を課せられる。

請負者が作成した月毎の工事費計算書案は、施工監理者がそのまま受理するか、又は修正する。その結果、その案は月毎に工事費計算書となる。

13. 12. 月毎の工事費計算書は、必要に応じ、次の各項目によって構成される。

1. 契約工事費
2. 官営工事費
3. 資材購入費
4. 前 払 金
5. 違約金、制裁金、保険料および保証のための保留金以外の保留金
6. 請負者が前払いした費用で、工事発注者が弁済義務のある額
7. 施工義務を果たさなかった請負者の代りに施工したために要した超過工事費相当

額、すなわち、請負者が施工していたならば請負者に対して支払う額から控除すべき額

8. 延滞利子

13. 13. 契約工事金額は次の方法で確定される。

- ① 出来高払額の決定に鑑み、契約に「キー・オペレーション方式」、即ち、工事の施工区分を定め、各区分の完成時の支払相当額を定めるという方式を規定している場合、月別工事費計算書は次の内容とする。
 - ・ 施工済みの各工事区分については、それに対応する工事費。
 - ・ 施工中の各工事区分については、それに対応する工事費の部分で、工事の施工割合に等しい額。この割合は、単純に、見積りで算定する。
- ② ①以外の場合、工事費計算書は、照合確認に基づくか、又は、これによらない時は、単なる見積りに基づく出来高計算書を内容とする。その際、施工途中の工事を考慮して単価に含まれる工事を分割することは決してない。しかし、契約金額が総価の場合、その契約金額に係る作業が未完成の時は、出来高に相当する部分代金が計算される。この場合、作業の施工割合に等しい割合の金額が算定される。この割合の決定については、施工監理者がそれを要求した場合、第 10. 3. に定める契約金額の内訳を使用するものとする。

13. 14. 資材購入費は、工事に使用された分と未使用の分とを考慮して決定する。

13. 15. 本条 12 頃に列挙された工事費計算書の各項目について、必要がある時は、固定価格で、現時点化調整の出来ない費目と、第 11. 6. の規定により、現時点化調整、または物価変動調整することのできる費目とに区別し、後者の費目については、さらに契約書に定められている現時点化調整費目と物価変動調整費目とに分類するものとする。

又、工事費計算書は、付加価値税の課税対象費目を明確にし、場合によりこの費をさらに、適用すべき付加価値税率に応じて分類するものとする。

13. 16. 施工監理者は請負者に対し、大臣通達により勧奨された一定の様式または書式に従い、工事費計算書案を作成するよう要求することができる。

13. 17. 請負者は、次の資料が未提出である場合、これを工事費計算書案に添付する。

- ・ 照合確認書の各費目に従って行った数量計算
- ・ 現時点化調整または物価変動調整の各係数の計算およびその証明資料
- ・ 第 26. 4. の規定によって行った立替金があり、請負者がその返済を求める時は、その立替金に関する証明資料

13. 18. 毎月の工事費計算書に記載の各事項は最終的なものではなく、契約当事者を拘束するものではない。

13. 2. 每月の出来高払い

13. 21. 請負者に支払うべき毎月の出来高払いの金額は、毎月の工事費計算書に基づいて施工監理者が決定する。このため、施工監理者は、下記について報告書を作成する。

- a) 基本契約金額を基礎として決定した出来高払いの金額：この額は、当該月の工事費計算書の額と前月の工事費計算書の額との差額である。この額も、毎月の工事費計算

書と同様に、現時点化または物価変動の各調整を受ける各費目および各付加価値税率が適用される各費目に区分する。

- b) 契約金額の現時点化調整および物価変動調整の結果：現時点化調整または物価変動調整を受ける出来高払金の各費目は、第 10. 44. に規定する係数を適用して増額または減額される。もし、出来高払金報告書を作成する時点において、参照すべき指数のすべてが明らかでない時は、出来高払額は、直近の計算に用いられた係数を使って暫定的に決定し、この旨を出来高払金報告書に注記しておく。
- c) 付加価値税の額
- d) 支払うべき出来高払額の合計。この額は、上記 a、b、c の合計から、もし契約書に履行保証のための保留額が規定されていれば、その額を差し引いた額とする。
13. 22. 施工監理者は、請負者に対し、工事命令書をもって、出来高払報告を通知する。この報告の根拠となった工事費計算書が、請負者の提出に係る案を変更したものである時は、同計算書も添付する。
13. 23. 出来高払金の為替送金は、請負者が施工監理者に工事費計算書案を提出した日から数えて、遅くとも 45 日以内に行わなければならない。
- 公会計に関する規則の適用により、出納官が支払いを停止した時は、施工監理者は、この旨を請負者に通知するものとする。支払いが停止された時は、為替送金は行われないこととなる。
- 契約担当官が、請負者またはその下請負者の事情で為替送金に必要な手続きができない場合には、為替送金期限はそれにより遅れた日数だけ延期される。
- 期限の延期は 1 回限りとし、施工監理者は為替送金期限が満了する 1 週間前までに請負者に配達証明付書留書簡を送付し、為替送金を妨げている請負者またはその下請負者側の原因を指摘し、特に提出または補足すべき文書を明確にする。同書簡には、その書簡をもって為替送金期限は延期される旨を明記しなければならない。
- 期限の延期は請負者が同書留書簡を受領した日に開始される。
- 期限の延期は、指摘された原因の釈明と提出書類の明細書を含めた請負者からの配達証明付書留書簡を施工監理者が受領した日に終了する。
- ただし、延期終了から起算した為替送金期限の残りが 2 週間未満である場合には、支払い命令者は為替送金まで 2 週間の猶予を有する。
13. 24. 毎月の出来高払報告書に記載の金額は確定的なものではなく、契約当事者を拘束しない。ただし、本条 21 項の b に定める現時点化調整または物価変動調整の結果については、本条 22 項に規定する工事命令書を受領した後、請負者が留保を付さない限りその結果に拘束される。
- ### 13. 3. 最終工事費計算書
13. 31. 工事完成後、請負者は、施工最終月の工事費計算書案と共に、又はそれに代るものとして、最終工事費計算書を立案する。この案は、契約の実施全体に係わる総計金額を決定するものであり、実際に施行された工事量を考慮して算定される。
- この工事費計算書案は、毎月の工事費計算書案と同様に、基本契約金額を基に決定され、

資材購入費と前払金のほかは同様の項目を内容とする。この案には、もし未提出であれば、本条 17 項に規定する資料を添付する。

13. 32. 最終工事費計算書案は、第 41. 3. の規定に基づく工事受取り決定の通知の日から 45 日以内に施工監理者に提出される。この期限は、施工期間が 3 か月を超えない請負契約においては 15 日に短挿される。

なお、第 41. 5. の措置が適用された場合、上記期限の開始日として、工事受取り決定の通知の日の代りに、追加工事の施工を確認した調書の日付が用いられる。

最終工事費計算書案の提出が遅れた場合、請負者は、第 20. 3. に規定する条件により、違約金を課せられる。

その他、督促に対して効果のなかった場合には、施工監理者は工事費計算書を、請負者の負担により、作成することができる。この工事費計算書は、総合工事費計算書とともに請負者に通知される。

この通知により、違約金を課す事態は終止する。

13. 33. 請負者は、以前に留保を申し出た事項および延滞利子の最終額を除き、この最終工事費計算書案に記載の表示内容に拘束される。

13. 34. 請負者の作成した最終工事費計算書案は、施工監理者がこれを承認するか、又は訂正する。その結果、この案は最終工事費内訳書となる。

13. 4. 総合工事費計算書

13. 41. 施工監理者は次の内容により総合工事費計算書を作成する。

- ・ 本条 34 項に規定の最終工事費計算書
- ・ 最終工事費計算書および最後の月の工事費計算書をもとに、毎月の出来高払いに関する本条 21 項の規定と同条件で作成された未払金報告書
- ・ 毎月の出来高払い及び未払金の要約書

総合工事費計算書の総額は、この要約の最終結果と一致する。

13. 42. 契約担当官が署名した総合工事費計算書は、次の 2 つの期日のうち遅い方の期日前迄に、工事命令書により、請負者に通知しなければならない。

- ・ 最終工事費計算書案の提出日から 45 日後
- ・ 未払金の物価変動調整を可能とする参照指数の発表から 30 日後
- ・ 施行期間が 3 ヶ月を超えない請負契約については、45 日という期限は 1 ヶ月に短縮される。

13. 43. 未払金の為替送金は、約定工期が 6 か月以下の契約の場合は、総合工事費計算書の通知があった日から起算して 45 日以内に行われなければならない。約定工期が 6 か月を超える契約の場合は、この期限は 2 か月とする。

13. 44. 請負者は、総合工事費計算書の通知があった日から期限内にその総合工事費計算書に署名した後、留保付きである無しに関わらず、施工監理者に返送する。署名を拒否する場合は、その理由を報告しなければならない。

この期限は、工期が 6 か月以内の契約の場合は 30 日とする。又、工期が 6 か月を超える契約の場合は 45 日とする。

本条の第1段に示した期限内において、総合工事費計算書に留保無しで署名が行われた場合、その受理をもって、延滞利子の金額に関する事項を除き、契約当事者は決定的に拘束される。かくして、この工事費計算書は、当該請負契約の確定総合工事費計算書となる。

請負者は、総合工事費計算書の署名を拒否した場合、又は留保付きで署名した場合は、その拒否または留保の理由を、異議申立書によって説明しなければならない。この異議申立書には、支払い要求額を明らかにし、必要な証明書類を添付すると共に、未解決の既往の異議申立書を再提出しなければならない。この再提出が無い場合、既往の異議については申立ての権利を喪失する。この異議申立書は30日または45日の限内に施工監理者に提出しなければならない。この係争の解決は第50条の規定に従って行われる。

留保が部分的な場合、請負者は工事費計算書のうち留保の対象としなかった費目については、承諾したものとみなされ、拘束される。

13. 45. 請負者が、本条44項に規定する30日または45日の期限内に、署名した総合工事費計算書を施工監理者に返送しなかった場合、或いはこの期限内に返送はしたが、拒否の理由または支払要求額を明らかにして留保の理由を詳細に説明しなかった場合は、この総合工事費計算書は請負者により受理されたものとみなされ、確定総合工事費計算書となる。

13. 5. 共同企業体、または直接支払いを受ける下請人の決済

13. 51. 第11. 92. に規定する共同企業体については直接に支払いを行なうので、工事費計算書は個別の支払い対象請負者の数と同数に分割される。

下請人に直接支払うことになっている場合、請負者または共同企業体の代表者は、工事費計算書案に、同人または他の共同請負者に支払われる額のうち、契約担当官が天引きして下請人に支払うべき額を示した証明書を添付する。

多数の関係者に対する為替送金は、出来高払い金および未払金に係る報告金額または、必要に応じて前項に規定する証明額を加えた合計額の範囲内で行われる。

契約金額確定月の条件で算定した一人の下請負者に対する為替送金の総額は、契約あるいは最終的な追加条項または特記条項に定める下請金額を超えることはできない。

13. 52. 代表者または請負者だけが工事費計算書案を提出し、又、総合工事費計算書を受理する権限を持つ。これらの者が作成し、送付した異議申立書だけが受理される。

13. 53. 連帯型の共同企業体と締結した請負契約に於いて、第11. 91. の規定の但し書きにより单一の口座に振込が行われない場合を除き、連帯請負者の1人に関連して、この契約に係る出納官に対し、第3債務者に対する仮差押えが行われた場合、当該出納官は、担保としてこの仮差押えが行われた金額全額分を契約に基づく次回以降の為替送金額から差し引く。

上記の事態が発生した場合、又は共同請負者の1人が施工不能に陥った場合、当該請負者は、他の請負者が、以後施工する工事に関する支払いを他の請負者だけの名義による新口座に振込まれるように契約担当官に要求するのを、妨げることはできない。

13. 54. 下請負者に対する為替送金は、第13・51・の規定にしたがって請負者を通じて提

出された証拠書類および証明書による請負者の同意に基づいて実施される。

施工監理者はこれらの文書を受領しだい、請負者から送付された工事費計算書案および証明書の受取日を下請負者に直接通知し、請負者が同意した支払金額を下請負者に提示する。

下請負者に対する為替送金は第 13. 23. 及び第 13. 43. に定める期限内に実施しなければならない。

為替送金通知は請負者および下請負者に送付する。

請負者は、下請負者への直接支払いの算定基礎となる証拠書類を受領日から起算して 2 週間以内に、証拠書類を受理するか、或いは根拠のある受理拒否を下請負者に通告する。この期限が切れれば、請負者は明確に受理または拒否の意志表示をしなかった証拠書類の全部または一部を受理したものとみなされる。

請負者が、下請負者から工事計算書案を受理した暗から 2 週間以内にこれを受理せず、根拠のある拒否を通告もせず、またこの工事計算書案を施工監理者に送付することも行わなかった場合には、下請負者は工事計算書案の写し 1 部を施工監理者に直接送付する。下請負者は、請負者への工事計算書案の配達証明書をこの写しに添付する。

施工監理者はただちに請負者に対して配達証明付書留書簡により、請負者が上記第 5 段に定める期限内に下請負者に対して根拠のある拒否を通告したことを同書簡を受け取ってから 2 週間以内に証明するよう督促する。施工監理者は配達証明書を受け取りしだい、この督促日を下請負者に知らせる。

この期限が切れ、請負者が前述の証明ができない場合には、施工監理者は第 13. 23. に定める期限内に、請負者が提出した工事費計算書案に基づいて請負者に支払うべき残額を限度として下請負者に支払うべき金額を為替送金する。

13. 6. 下請人の請求または直接行動

下請人が、下請契約に関する 1975 年 12 月 31 日付法律第 75-1334 号第 6 条と第 8 条、または第 12 条と第 13 条の規定にもとづき、下請契約の規定により、請負人が同下請人に支払うべきものと認められる額を、発注者から直接その下請人に支払うよう申し立てた場合、契約担当官は、請負者に支払うべき残高から申し立ての金額を控除することができる。この控除額には利息を附さない。

下請人の権利が確定した場合、契約担当官は同人に支払い、その結果請負者に対する支払額は減額される。

第 13 条の 2 支払勘定の補足決済方法

請負者は、自らの工事費計算書案を配達証明付書留郵便により施工監理者に送付する、或いは日付入り受取証と引き換えに施工監理者に提出する。

請負者は、配達証明書または受取証を受領しだい、レターヘッドのある用紙に下記事項を記載した計算書を出納官に送付する。

1. 公共契約法第 178 条または第 353 条の参照表示。
2. 契約当事者（請負者と発注者）の名称、さらに場合によっては共同請負者ならびに直接

支払いを受ける下請負者の名称（自然人の場合は姓名、法人の場合は省略してない完全な社名）。

3. 契約書の参照表示、さらに場合によっては追加条項および特記条項の各参照表示（番号及び日付）。
 4. 簡潔にまとめた契約の目的。
 5. 支払請求の対象工事が実施された期間と請求決済金額の総額。
 6. 配達証明書または受取証に記載された出来高払請求書または工事費計算書案の受取日。
- 第 13. 54. にあげた証拠書類は本条第 2 段に定める条件にしたがって提出する。

第 14 条 予定外の作業または工事の代価の支払い

14. 1. 本条は、契約金額が定められておらず、工事命令により実施または変更が決定される作業または工事に関する規定である。

14. 2. 新しく定める代価は単価または総価による。

特別の定めが無い限り、この新しい代価は、契約金額の場合と同じ基準に基づいて決定され、特に当初契約金額の決定月における経済条件と同じ条件によって定められるものとする。

総価内訳表または単価明細書がある場合は、その要素、特に、内訳表に用いられている単価を新しい代価の算定に使用する。

14. 3. 本条 1 に示された工事命令または遅くとも 15 日以内に示される別の工事命令により、新規工事または変更工事の支払いについての暫定金額を請負者に通告するものとする。

この暫定金額は、請負者と協議のうえ、施工監理者が決定する。単価による場合は明細書を、また総価による場合は内訳表を必ず添付すべきものとし、工事の種別または要素別の数量だけの変更に係る場合は、総価の内訳の単価に新規の単価を用いてはならない。

暫定金額は、発注者および請負者のいずれの承認も前提としない中間的な金額であり、最終的な金額が決定されるまでの間、計算書の作成にはこの暫定金額が使用される。

14. 4. 請負者が、この暫定金額を通知する工事命令を受理した後 1 ヶ月以内に、施工監理者宛に必要な証明書を添えて、請負者側の提案する金額を示した意見書を提出しない場合は、この暫定金額を承諾したものとみなされる。

14. 5. 契約担当官と請負者が最終金額の決定に同意した場合において、この最終金額について、追加条項に定めがない時は、総価による場合は追加内訳表を、また単価による場合は追加明細書をそれぞれ作成し、両者が署名しなければならない。

第 15 条 工事量の増加

15. 1. 第 15 条および第 16 条の規定の適用上、工事の「総額」とは、請負工事の金額をさすもので、その金額は、場合により第 14 条の適用により定められる確定的または暫定的な追加代金を考慮して、第 13. 11. に定める基本契約金額に従って見積られる金額である。

工事の「当初の総額」とは、契約、すなわち場合によっては協定される追加条項により変更または補完される当初契約による工事の金額をいう。

条件付部分契約の場合、上記に定める「総額」及び「当初の総額」には、確定部分の金額の他に施工することが決定された条件部分の金額が含まれる。

15. 2.

15. 21. 本条 4 項の規定の適用による例外の場合は別とし、請負者は、技術的制約、契約数量の不足等、本条 22 項に示された場合以外の理由による数量の増加については、それによる工事量の増加がいかに大きくとも契約対象の工事を完成しなければならない。

15. 22. 請負者は、契約対象工事が満たすべき需要または使用条件の変更に伴う工事については、当該工事量が当初契約工事量の $1/10$ を超えない場合に限り施工すべき義務がある。

従って、請負者は、施工を拒否した工事命令量を含め、契約付与の通告以降または最終追加条項の通告以降に行われた工事命令書による工事で上記規定に該当する工事の数量累計が当初工事量の $1/10$ を超える場合は、その工事についての工事命令に従わないことができる。

但し、請負者の反対によるこのような施工拒否は、工事内容を示した工事命令の通知後 15 日以内に、契約担当官宛に、証明書類を添付のうえ、文書によって通告しない限り認められない。この拒否通告書の写しは施工監理者に送付される。

15. 3. 工事の増加量が下記の限度量より多い場合、請負者はこの限度量を超えた増加により被った損害について最終的に補償を受ける権利がある。

増加限度量は次の通りに定められている。

総価契約の場合は当初契約量の $1/20$

単価契約の場合は当初契約量の $1/4$

実費精算契約の場合は当初契約量 $1/2$

第 11. 25 項に定める条件による混合方式によって契約総額が支払われる契約の場合は、当該契約に含まれる各支払方法に対応した増加限度量の平均とし、この平均は、各支払方法毎の工事量に按分した加重平均とする。

もし、契約に含まれる各工種について複数の支払方法が含まれている場合は、増加限度量は、それぞれの支払方法に係る当初工事量毎の増加限度量の合計とする。

15. 4. 工事の出来高が当初量に到達した場合、請負者は、契約担当官が行なう工事続行の決定を示す工事命令書を受領しない限り、工事を中止しなければならない。この工事続行の決定は、続行による工事量の限度量が示されていない場合は無効とする。この限度量が示されている場合、更にその量を超えて工事を続行した場合は、当初量の超過に対する下記の規定と同じ処置がとられ、同じ結果が生じる。

請負者は、少なくとも 1 ヶ月前に、工事の出来高が当初量に達する予定日を施工監理者に通告しなければならない。施工監理者は、当初量を超えて工事を継続する命令を発する場合は、この予定日の遅くとも 10 日前に通告しなければならない。

工事続行の命令がない場合、当初量以上に施工された工事についての支払いは行われず、一方、請負者が上記の通告を行わなかった場合を除き、施工監理者がとることを決定した保全のための措置は、発注者の負担により行なうものとする。

15. 5. 施工監理者は、工事量の変更をもたらす結果となる工事命令を発してから 15 日以内に、請負者に対し、その変更に係る見積額を通知する。もし、その工事命令に本条 22 項の第 1 項に規定する工事が指示されている時は、この見積額は、その工事に関するものを示す。

15. 6. 注文契約または顧客契約の場合、前条は適用せず、下記の規定によるものとする。

注文契約の場合、請負者は、契約書に示された工事の最高金額を限度として施工義務を負う。

顧客契約の場合、請負者は、契約の目的に変更がない限り、いかに工事量が増加しても補償金を要求する権利はない。但し、契約書に工事の年間総見積額が示されている場合において、1 年間の工事金額が見積額の $1/2$ 以上超過する時は、請負者は契約条件の見直しを要求することができ、この見直しに同意が得られない時は、請負者は契約を破棄することができる。

第 16 条 工事量の減少

16. 1. 工事量の減少量が下記の減少限度量より多い時は、請負者は、この限度量を超えた減少により被った損害について最終的に補償を受ける権利がある。

減少限度量は次の通りに定められている。

総価契約の場合は当初契約量の $1/20$

単価契約の場合は当初契約量の $1/5$

実費精算契約の場合は当初契約量の $1/3$

第 11. 25. に規定する条件による混合方式によって契約総額が支払われる契約の場合は、当該契約に含まれる各支払方法に対応した減少限度量の平均とし、この平均は、各支払方法毎の工事量に按分した加重平均とする。

もし、契約に含まれる各工種について、複数の支払方法が含まれている場合は、減少限度量は、それぞれの支払方法に係る当初工事量毎の減少限度量の合計量とする。

16. 2. 注文契約または顧客契約の場合、前記の条項は適用せず、下記の規定による。

注文契約の場合、請負者は、契約書に明示されている工事の最低額が施工されなかった時は、被った損害について補償を請求できる。

顧客契約の場合、請負者は、工事の減少量がいかなる量であっても補償の請求権はない。但し、契約書に工事の年間総見積額が示されている場合において年間の減少総額が見積額の $1/3$ 以上の場合は、請負者は、最終的に、これによって被った損害の補償を請求することができる。

第 17 条 種々の工種数量の大巾な変更

17. 1. 単価で決められた工事においては、工事上の命令あるいは請負者の過失や行為ではない事情に基づいて、工種数量が大巾に変更された結果、施工した工事数量が、契約の内訳書記入の数量に対し、三分の一以上の増加または四分の一以上の減少を來した場合は、請負者はその変更によって生じた損害の補償を受ける権利を有する。

条件付部分契約の場合、考慮に入れられる数量は、施工することが決定された部分に関する

る数量に限定されるものとする。

与えられる補償は、各工事の実際の出来高と予定工事量にその三分の一を加えた量または四分の一を減じた数量との差について計算される。

前項の諸規定は、各工事について契約の見積明細書、又は、最終計算書に記載された、それぞれの総価が、いずれも契約の総価の二十分の一に達しないような場合には適用されない。

計算書に単価は記載されているが内訳表に数量が明示されていない工事を実施する場合、特記契約約款に異なる定めがある場合を除き、請負者はいかなる補償も請求できない。ただし、このような単価により実施した工事の総価が契約総価の二十分の一を超える場合はこの限りではない。

17. 2. 総価で決められている工事の場合、注文者が工事要件に関して変更を命じた時は、新価格は第 14 条の規定に従い、その変更により請負者が実施した追加工事を考慮して定められるが、第 15. 3.、または第 16. 1. の適用により補償された損害は考慮されない。

17. 3. 本条の規定は、注文契約、顧客契約または実費精算契約には適用されない。

第 18 条 損失及び損傷

18. 1. 請負者は、請負者自身の怠慢、不注意、技術の欠如あるいは誤操作に起因する損失、損傷、損害については、いかなる補償請求の権利も持たない。

18. 2. 請負者は、自らの費用および危険負担において、資材、器材および現場の施設もしくは施工中の工事が、暴風雨、河川の氾濫、大波その他工事箇所の気象条件、現場条件から予想し得る自然現象によって、吹きとばされたり、破損したりしないように必要な措置をとらなければならない。

18. 3. 通常予想し得ない自然現象や不可抗力によって、現場における損失、損傷、又は被害が生じた場合、請負者は、次のことを条件に、被った損害について補償を請求することができる。

自然現象による場合は、本条 2 に規定するすべての措置をとったこと。

文書によってただちに事態の報告を行ったこと。

ただし、水上機器の全部または 1 部が損壊した場合に於いては、契約額の中にこの機器に対する保険料が含まれているとみなされるため、いかなる補償も認められない。

第Ⅲ章 期 間

第19条 期間の決定および延長

19. 1. 工 期

19. 11. 契約に定める工期は、契約条件により請負者が施工すべきすべての工事の完成に適用される。ただし、契約に別段の定めがある場合には、設備の現場からの撤去、土地および工事場所の原状復帰には適用しない。

契約に別段の定めがある場合を除き、工期は契約付与の通知の日から始まる。従って、この通知は工事開始の命令に相当する。

条件付部分契約の場合を除き、また契約に別段の定めがある場合を除き、契約に工事命令により定める日から工期が始まる旨が定められている時は、その日が契約付与の通知の日から6ヵ月以上後でない限り、請負者はいかなる異議をも申し立てることはできない。

契約に別段の定めがある場合を除き、工期は第28. 1. に定める準備期間（もしそれがあるならば）を含む。

19. 12. 第19. 11. の規定は、工事に一定部分、一定の建造物またはその部分、或いは作業の全体を実施するために契約で定められた、工事全体の工期とは別の期間に対しても適用される。

19. 13. 契約に、工期の代りに工事完成のための期限を定める時は、この期限は、契約に、同時に、工事開始の期限を定めた場合に限り、有効である。この場合、工事命令により定める工事開始日は、この期限よりも以前でなければならない。

19. 2. 工期の延長

19. 21. 工事の数量変更、ある建造物の性質の変更、別の建造物とみなされる建造物への変更、施工中における予測できない困難との遭遇、契約担当官の決定による工期の延長あるいは発注者の責任である準備作業または他の契約の対象である予備工事の実施遅延によって、工事の全部または一部の工期の延長あるいは工事開始の延期を認めるのが相当である時は、施工監理者と請負者がその延長または延期の程度について協議したうえ契約担当官の承認を受けるものとし、契約担当官はその決定を工事命令により請負者に通知する。

19. 22. 現行の法令または規則の意味における悪天候のため、現場作業の中止を招いた時は、工期を延長する。この延長は延長期間を定める工事命令により請負者に通知される。延長期間は、上記の法令の規定にいう悪天候のため作業を中止したものと現実に認められる日数に等しく、また、必要な場合には、この日数から特記契約約款に定める予想悪天候日数を差し引いた日数とする。

法令または規則に定められていない悪天候の場合、又は施工を妨げる他の自然現象の場合において、特記契約約款に、基準とともに工期の延長が定められている時は、工期の延長は、それを確認する工事命令により、請負者に通知される。

19. 23. 第19. 21. 及び第19. 22. に定める他に、工期の延長は追加条項の定めによらなければ行われない。

19. 3. 条件付部分の工期の延長または延期

特記契約約款で定められた条件付部分の着工命令の通知期限が他の部分の工期の起算日を基準として定められており、この他の部分の工期の延長または請負者の事情による工事の遅滞が生じた場合には、通知期限はその延長または遅滞に相当する期間だけ延長される。

特記契約約款において、条件付部分についての手待ちに対する補償を定め、この補償請求権の発生時点を他の部分の工期の開始との関連で定めている時は、この他の部分の工期の延長または請負者の事情による工事の遅滞により、補償請求権の発生は、この延長または遅滞に相当する期間だけ遅れる。

第 20 条 違約金、奨励金および保留金

20. 1. 契約の全工事、又は、工期もしくは施工の期限を定めた工事部分について、施工の遅滞があった時は、特記契約約款に別段の定めがある場合を除き、1 日につき契約金額または工事部分の代金の 3 千分の 1 の違約金を適用する。この金額は、契約、すなわち場合により追加条項で変更または補足される当初契約に基づく金額で、第 13. 11. の規定に定める基本契約金額に基づいて算定される。

違約金は、施工監理者による遅滞の確認という単なる事実に基づいて課される。

契約解除の場合、違約金は解除決定の通知の日まで、又、契約解除が第 47 条に規定することから生ずる場合は、請負業の経営の停止の日までについて適用される。

前 2 項の規定は、特定の建造物、その一部あるいは作業で、契約に特別の実施の期間または期限が定められるものの実施が遅延した場合、場合により特記契約約款に定める違約金に適用する。

20. 2. 特記契約約款に定める工期短縮による奨励金が全工事の施工に関するものである時、或いは特定の建造物、その一部もしくは契約に定める部分の工期、又は施工の期限が付された作業の全体に関するものである時は、奨励金は、請負者の請求を待たずに授与される。

20. 3. 工事費計算書案の提出が遅れた時は、第 13. 11. 及び第 13. 32. に定めるところにより、次の規定による 1 日当りの違約金を適用される。

月毎の工事費計算書案については、当月分および前月分の 2 つの計算書の金額の差の 2 千分の 1。

最終工事費計算書実については、その計算書の金額の 1 万分の 1。

この違約金は、請負者にその義務を喚起する工事命令の後で適用され、工事命令に定める日から計算書案が提出された日までにつき、計算する。

20. 4. 土曜日、日曜日、祭日および休業日は違約金および奨励金の計算のため控除されない。

20. 5. 違約金および奨励金の金額には、その上限はない。

20. 6. 第 40 条に定める条件による竣工図書の提出が遅れた場合における仮保留金を契約に定めている時は、この仮保留金は最後の月別工事費計算書から差し引かれる。仮保留は事前に督促することなく行われ、保留分は図書がすべて提出されてから支払われる。

20. 7. 分割計算で支払われる共同企業体の場合、違約金および奨励金は代表者の指示に従つて各請負者の間で配分される。ただし特記契約約款に別段の定めがある場合は、この限りで

ない。

代表者の指示があるまでは、奨励金は与えられないが、違約金はその総額を代表者から控除する。このことにより、他の請負者に関する発注者の責任を問われることはない。

前2項の規定は、第20. 6. に定める暫定控除に適用する。